

松江市農業委員会だより

あさつゆ

第46号

(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 令和6年11月発行



八幡町で新規就農し
2年目になる後藤康明さん
(5ページに紹介記事)



本庄町で西条柿・露地野菜を
栽培する三代由希子さん
(5ページに紹介記事)

大規模圃場整備事業で 持続可能な地域社会を目指して

大野地区圃場整備推進協議会の取組み紹介



圃場整備実施中の農地

大野地区は島根半島のほぼ中央に位置し、松江市の西端にあり、土地は粘土質で良質なおいしいお米が取れることで有名です。

当地区は、前回の圃場整備から数年も経過し、用水路、排水対策施設も老朽化が進むとともに、区画や耕作道路が狭小で大型機械の導入も困難な状況にありました。

また、農家の担い手不足や兼業農家の高齢化が進み、今後の農業を支える

人材の確保が急務となっています。

圃場の条件整備を求められるなか、先進地の視察研修を重ね、平成31年「大野地区圃場整備推進協議会（会長 玉木克廣）」が設立されました。

令和3年に、約58ヘクタールの農地を対象に圃場整備を行うべく、「農地中間管理機構関連農地整備事業」に踏み切り、令和4年度から工事が施工されました。

工事が進む一方で課題も多くあります。圃場整備が完了した農地で、湧水による地盤の緩みから機械がはまってしまうなど、耕作がうまく進まないところがあり、追加で改良工事を行っている状況です。そのようなことから、当初の予定より完了時期がずれ込む可能性があるとのことです。

今後は、圃場整備事業に合わせて設立された、「農事組合法人ファームおの未来」を中心に水稲、高収益作物であるタマネギの生産に取り組む計画を進めています。

水稲では、「コシヒカリ」、「きぬむすめ」に加え、新しい品種にも親しんでいただきたいという思いから、「つきあかり」にも挑戦される予定です。

高収益作物であるタマネギは、令和2年に設立された「農事組合法人にこ



圃場整備が完了した農地

にこファーム新庄」の視察や、意見交換を重ねており、今後の栽培方法を検討しています。

大野地区圃場整備推進協議会の事務局は、「持続可能な地域社会、地域農業を目指し、人材の育成や、農家を目指す若者の受け皿を作っていくことが重要な役割と感じています。」と語っておられました。

松江市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。この金額はあくまで参考事例として表示していますので、これを目安に圃場条件等**各種条件を考慮し、賃貸借当事者間**で決めてください。

松江市農業委員会

【田（水稻、大豆等転作も含む）の部】

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考) 借賃無料のデータ数
旧 松 江 市 全 域	2,900	9,000	1,000	377	147
旧 鹿 島 町 全 域	5,000	8,000	2,000	43	11
旧 島 根 町 全 域	—	—	—	データなし	データなし
旧 美 保 関 町 全 域	—	—	—	データなし	データなし
旧 八 雲 村 全 域	4,000	5,500	3,000	6	33
旧 玉 湯 町 全 域	2,500	5,000	1,000	35	22
旧 宍 道 町 全 域	—	—	—	データなし	34
旧 八 束 町 全 域	—	—	—	データなし	—
旧 東 出 雲 町 全 域	3,400	5,000	3,000	20	3
全 松 江 市 平 均	3,200	—	—	—	—

【畑（普通畑）の部、樹園地含む】

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考) 借賃無料のデータ数
旧八束町を除く 松 江 市 全 域	4,500	10,000	2,000	32	22

【畑（花卉・薬用人参）の部】

締結（公告） された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考) 借賃無料のデータ数
旧 八 束 町 全 域	—	—	—	データなし	18

- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 「松江市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- *3 賃借料を物納としている場合は含まれません。
- *4 金額は四捨五入し、100円単位としています。
- *5 利用状況が特殊なものは除外しています。

地域計画について

地域計画とは、概ね10年後に、誰がどのように農地を使って農業を進めて行くのかを地域の話し合いに基づきまとめる計画です。

高齢化や担い手不足が心配される中、これまで地域の努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、地域で話し合いをしましょう。

現在、松江市では、地域の活動組織を中心に地域計画策定に向けた取組を進めております。

進捗状況 (R6.9.30時点)

地域計画が完成した地域	1 地域
話し合いが終了した地域	12地域

地域計画の話し合いの途中の地域やまだ話し合いができていない地域もございます。話し合いへの参加をお願いすることがございますので、ご協力よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 農政課 農業企画係 ☎55-5225

遊休農地でお困りの方、 「遊休農地解消緊急対策事業」を活用しませんか!!

◎遊休農地解消に要した費用、**最大43千円／10a**を**農地バンク**が補助します。

◎**農用地区域内**の遊休農地が事業対象です。

◎農地バンクに**10年以上使用貸借**で農地を貸し付ける必要があります。
(農地バンクが貸し付ける見込みのある農地)

※令和7年度以降、要件が変更になる可能性があります。



お問い合わせ先 しまね農業振興公社(農地バンク) ☎20-2871 農業委員会事務局 ☎55-5528

農地を転用する場合は、 農業委員会の許可が必要です。

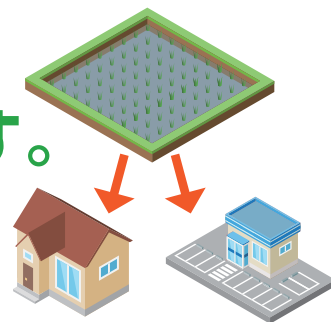
◎農地転用とは、農地を住宅、事務所、駐車場、資材置場などの農地以外の用途に変更することです。農地転用をする場合は農業委員会への許可申請または届出の手続きが必要となります。(たとえ、自己の所有地であっても同様です。)

◎工事などで農地を一時的に資材置場、駐車場、仮設事務所などに転用される場合も許可が必要です。

◎許可を受けないで、農地転用すると農地法違反になり工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金といった罰則が適用される場合もあります。

※市街化区域内の農地転用は事前に届出が必要です。

※田を埋め立てて畑に転換する場合も手続きが必要です。



お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎55-5528



農業を始めたきっかけ

はじめは、健康のために趣味として野菜を栽培していました。その中で、西条柿を栽培されている農家さんとの出会い、「農業を本格的にやってみないか」と言われたのがきっかけです。

現在取り組んでいること

農業を営む本庄地区で栽培が盛んな西条柿を、「**枯露柿**」として販売しています。また、オクラ、カボチャ、タマネギ、ブロッコリーなどの露地野菜を栽培し、地元のスーパーへ卸しています。



農業経営で苦労したこと

就農をはじめた当初、2つの農業法人で研修をしていました。研修先で実習を積みながら、自らの畑も管理しなければならず、慣れるまでは大変でした。

今後の目標・

取組んでいきたいこと

今後は、安定した収量確保を目指しています。また、高齢化が進む本庄地区で、西条柿を利用した地域振興を図りたいと考えています。



農業を始めたきっかけ

もともと、祖父母が農業を営んでおり、繁忙期には稲刈りの手伝いをしていました。近年、農家の高齢化や担い手不足の影響で、遊休農地が増加する中で、先祖代々受け継いできた農地を守りたいという思いから2年前に就農しました。

現在取り組んでいること

現在は、「きぬむすめ」「つや姫」を栽培しています。また、ハウスでトマトを栽培しており、地元のスーパーへ卸しています。



農業経営で苦労したこと

事務処理が大変なことでした。現在、ひとりで事務作業をしており、慣れない作業に苦労しています。

今後の目標・

取組んでいきたいこと

今後は、農業のノウハウを身に付け、仕事の効率化を目指しています。農業を営む八幡地区は、担い手が減ってきており高齢化も進んでいます。その中で、ひとつでも多くの農地を残していきたいと考えています。

農地の貸し借りの手続きが変わります

一般的に農地の貸し借りの手続きには、次の①～③の方法があります。

①貸主と借主の契約による「利用権設定等促進事業」(通称: 相対契約)

②貸主と借主の間に農地中間管理機構(農地バンク)が入った契約「農地中間管理事業」

③農地法第3条の許可申請による貸し借り



このうち、①「利用権設定等促進事業」(通称: 相対契約) による
貸し借りは令和5年4月1日に廃止されましたが、経過措置により
令和7年3月5日農業委員会受付分まで利用することができます。

※ただし、その農地を含む地域で「地域計画」を策定する場合は、策定日の前日まで
※新規手続き・更新手続きともに可能です。

お問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎55-5528

知って得する！農家のための農業者年金

老後の備えとして、家族一人ひとりが準備することが大切です！
経営者だけでなく夫婦や親子で加入することをおすすめします。

加入資格(①と②を満たす方が加入できます)

- ①年間60日以上農業に従事する方
- ②国民年金の第1号被保険者(20歳以上60歳未満)
または 任意加入被保険者(60歳以上65歳未満)



利用しやすくメリットが大きい制度です！

- ✓保険料は自由に設定、いつでも見直し可能
(月額2万円から6万7千円の間で、千円単位)
- ✓**終身年金**(80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金)
- ✓少子高齢化に強い年金(積立方式)
- ✓支払った保険料は**全額社会保険料控除**の対象です
- ✓保険料の国庫補助がある

保険料月額2万円の場合の年金支給額(年額)

加入年齢	納付期間	男 性	女 性	夫婦で加入なら
20歳	40年	80万円	69万円	149万円
30歳	30年	53万円	46万円	99万円
40歳	20年	31万円	27万円	58万円
50歳	10年	14万円	12万円	26万円

この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%
となった場合の試算です。制度発足以降の21年間の運用利回りの平均は
2.74%で、予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められています。

詳しくは、農業委員会事務局(☎55-5528)
もしくはJAしまねくにびき地区本部金融課までお気軽にお問い合わせください。

購読始めてみませんか。

全国農業新聞は、農業専門誌です。営農とくらし
に役立つ情報を皆様にお届けします。

◆月4回金曜日発行 ◆購読料/月額700円

お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎55-5528



令和6年度 情報委員会

委 委 委 委 副 委
員 員 員 員 員 員
長 長

磯 渡 伊 古 岸 吉
部 部 藤 藤 本 岡
美 文 和 俊 定 雅
津 明 明 光 朝 裕

私達が編集を担当しました。